**平成２９年（フ）第４２号**
三重県名張市緑が丘東96番地
債務者　村岡　節子
1　決定年月日時　平成29年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
津地方裁判所伊賀支部

**平成２９年（フ）第９６号**
三重県四日市市川北３丁目５―31、住民票上の住所三重県四日市市西坂部町4547番地　アミティエ四日市303（前住所）三重県四日市市松寺１丁目５番37号　マリオ豊田Ｃ―205（前々住所）熊本県八代市栴檀町1510―１
債務者　野澤　　望（旧姓安本）
1　決定年月日時　平成29年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２９年（フ）第１０４号**
三重県四日市市大字東阿倉川369番地１　レジデンスマル美３Ｃ
債務者　酒井　友子（旧姓東）
1　決定年月日時　平成29年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２９年（フ）第１０６号**
三重県四日市市笹川８丁目45番地１　笹川団地10―114、前住所三重県四日市市海山道町２丁目53番地１
債務者　村瀬眞知子
1　決定年月日時　平成29年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２９年（フ）第１１２号**
三重県桑名市東鍋屋町56番地
債務者　水谷紗夜香
1　決定年月日時　平成29年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２９年（フ）第３４５号**
京都府向日市鶏冠井町沢ノ東８番地の３
債務者　本村　孝一
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２９年（フ）第４３４号**
京都市西京区大原野東竹の里町１丁目１番地10棟307号
債務者　大橋　　弘
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２９年（フ）第４３５号**
京都市西京区大原野東竹の里町１丁目１番地10棟307号
債務者　大橋　文子
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２９年（フ）第６０２号**
京都市山科区西野楳本町65番地10、前住所京都市山科区北花山西ノ野町３番地20
債務者　田村久佐子
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２９年（フ）第６０３号**
京都市左京区岩倉花園町492番地　花園ハイツ204
債務者　清水　大助
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２９年（フ）第６５５号**
京都市右京区嵯峨野西ノ藤町17番地39
債務者　仲井　順子
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２９年（フ）第６５６号**
京都市西京区樫原岡南ノ庄４番地の１　樫原市営住宅７棟302号
債務者　文字　晴一
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２９年（フ）第２８号**
鳥取県倉吉市西倉吉町129番地13　福田アパート５号（旧住所　鳥取県倉吉市小田80番地の11　西坂アパート５号）
債務者　平久真由美
1　決定年月日時　平成29年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

**平成２９年（フ）第２９号**
鳥取県東伯郡三朝町大字吉田305番地
債務者　米沢ゆかり
1　決定年月日時　平成29年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

**平成２９年（フ）第３０号**
鳥取県倉吉市谷404番地１（旧住所　島根県出雲市斐川町直江4614―１―２―207）
債務者　柴田　吉則
1　決定年月日時　平成29年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

**平成２９年（フ）第３８号**
広島県三原市中之町９丁目３番19号　サンシティ岡本201号
債務者　住田　由美（旧姓森）
1　決定年月日時　平成29年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
広島地方裁判所尾道支部